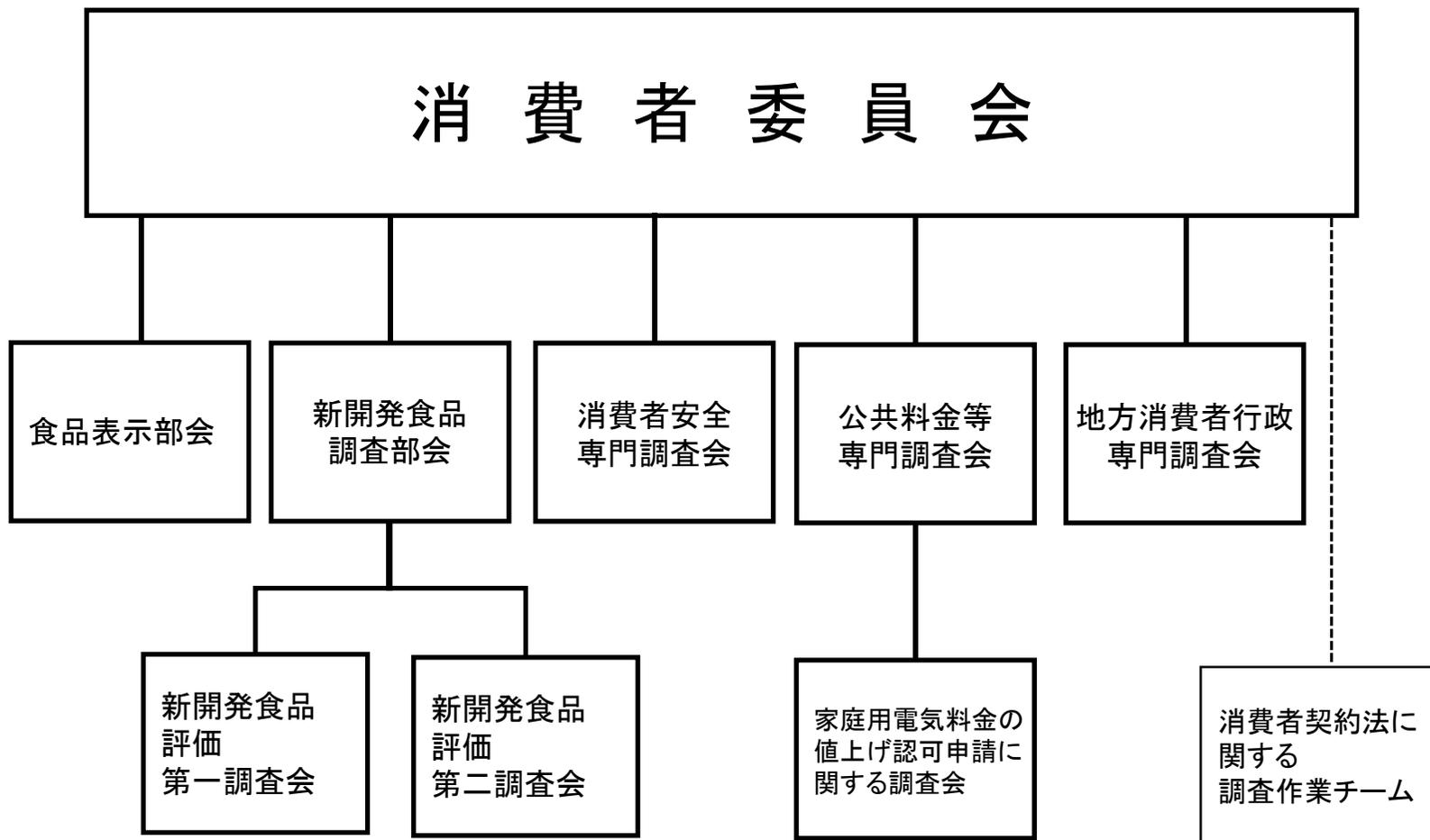


消費者委員会審議体制

(平成25年8月時点)



(注1)委員会及び下部組織に属する委員、臨時委員、専門委員の任期は、いずれも平成25年8月末まで。

(注2)「消費者契約法に関する調査作業チーム」は、委員長主催の懇談会として開催。

(注3)上記以外に「個人情報保護専門調査会」、「公益通報者保護専門調査会」が存在するが、第2次消費者委員会における活動実績はない。